

小樽市における認知症対応型共同生活介護の医療連携体制についての指針

(平成29年4月10日)

第一 医療連携体制整備についての基本的な考え方

厚生労働省通知において「医療連携体制加算は、環境の変化に影響を受けやすい認知症高齢者が、可能な限り継続して認知症対応型共同生活介護事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。」とされていることから、以下の看護師の訪問頻度・訪問時間、看護師と介護職員との連携等の体制については、加算を算定する事業所を設置している事業者の責任において整備されるべきものであること。

第二 看護師による入居者への日常的健康管理の実施回数、時間について

認知症対応型共同生活介護（以下、グループホームという。）事業所が医療連携体制をとる場合においては、看護師が入居者の日常的健康管理（【例】各種処置、バイタル測定、食事や水分摂取・排せつ・睡眠・服薬の状況確認、入居者との会話、受診（往診）時の付添い、医療機関との連携等）を行い、記録を作成すること。この日常的健康管理は、看護師が自らグループホーム事業所内で実施することとする。看護師が日常的健康管理及び記録の作成を行う時間は、1つの共同生活住居（ユニット）につき1週間当たり最低でも90分以上を確保するものとし、日常的健康管理の実施の間隔は1週間以上空かないようにすること。ただし、この時間及び頻度の設定は当該ユニットの入居者全員の健康状態が安定している場合の最低時間・頻度とする。したがって観察事項や処置が多いために時間を要する入居者がいる場合は、その管理者の状態に応じ、看護師が日常的健康管理及び記録の作成を行う時間、頻度を確保しなければならないことに十分に留意すること。

グループホーム事業所の職員として看護師を雇用している場合で、当該看護師がユニット管理者、計画作成担当者又は介護職員を兼務しているときは、当該看護師が専ら入居者の健康管理等看護業務に従事する時間を上記に示した時間及び頻度以上確保し、その勤務時間については勤務表に明確に位置づけること。

【時間、頻度設定の理由】

（事業所により入居者数や入居者の介護度、心身の状態も様々であるために一律に時間や頻度を設定することは困難ではあるものの、下記に掲げる理由により最低限の時間や頻度を設定したもの）

- ・ 入居者は認知症状のある高齢者であるため、入居者が自らの体調の変化を訴えることができないことも多く、観察による体調変化の発見と予防が重要となる。そのためには一定頻度で一定時間以上の看護師の訪問の必要性がある。
- ・ 入居者の急変時の対応を適切に行うためには、一定の頻度で接することで日頃の状態を十分に把握し、普段からなじみの関係を築いておくことが必要である。
- ・ 定期的に看護師が介護職員に対して医療面からの適切な指導・助言を行うことで、介護職員がより健康管理に留意したサービスを提供することができるようになる。そのことが、入居者の心身の状況の向上・維持・悪化予防につながる。

第三 看護師と介護職員の連携について

ユニット管理者が中心となり、介護職員及び看護職員による協議の上、特に以下①～③について十分に体制ができているか再確認すること。

- ① 看護師がいない時間帯や夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備を行うこと。
- ② 看護師不在時に入居者にどのようなことが観察されれば看護師に連絡するかを標準化（マニュアル化）しておき、介護職員がいざというときに迅速に看護師に連絡できるようにしておくこと。
- ③ 事業所内での研修等を通じ、介護職員及び看護師に対して、①及び②の内容を周知すること。また、下記④～⑥の点にも注意して医療連携体制を運用すべきこと。
- ④ 看護師は、介護職員が記入した介護記録の内容を確認する、介護職員からの申し送りを受け等の方法により、各入居者の普段の状況を十分に把握した上で入居者の日常的健康管理に臨むとともに、介護職員がサービスを提供するに当たり留意すべきことにつき医療面から指導・助言を行うこと。
- ⑤ 介護職員は、看護師の作成した日常的健康管理の記録内容を確認した上で、介護サービスの提供に当たること。
- ⑥ ユニット管理者は、看護師と介護職員が入居者の情報を円滑に共有し連携するための体制を積極的に整備すること。併せて看護師と介護職員の情報の共有の実態について文書による記録（ミーティング、カンファレンス等の記録）を残すこと。

小樽市は、事業所の実地指導等、運営指導の中で、十分に看護師による日常的な健康管理が行われているか、看護師と介護職員の連携が適切にとられているかをユニット管理者等へのヒアリング、記録の確認等の方法により把握し必要な助言・指導を行うものとする。

【看護師と介護職員の連携について】

・「日常的健康管理」について看護師に任せきりにせず、事業所の責任において、介護職員と看護師が密に情報を交換・共有するための取組をすることとし、看護師と介護職員はそれぞれの立場から、連携して介護の質を向上させるための積極的な取組を行うこととしたもの。

市としても運営指導を通して看護師と介護職員の連携の実態を確認し、必要な助言・指導を行うこととしたもの。